様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　9月　13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃなりこまほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ナリコマホールディングス  （ふりがな） たけうち　よしお  （法人の場合）代表者の氏名 竹内　美夫  住所　　〒532-0004  大阪府大阪市淀川区西宮原1-4-2ナリコマHD新大阪ビル  法人番号　2120901001520  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ナリコマグループホームページ「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年　7月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【DXビジョン】【給食DX戦略】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 記載内容抜粋 | 「お食事を通じてご高齢者の皆さまに生きる喜びを」という理念達成のために、デジタルを介して厨房の働き方を変え、多様化する社会・顧客ニーズに対してスピーディーにお応えし続けることで、医療・福祉のお食事の持続的運営を実現します。  そのために、デジタル技術を活用した業務負担軽減によるお客さまの厨房の安定化の支援、AIを活用した自社の生産体制の再構築を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は意思決定機関である幹部会議の決定に基づき公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ナリコマグループホームページ「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年　7月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【給食DX戦略】【DX推進シナリオ】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 記載内容抜粋 | ナリコマのアドバイザーが厨房受託で実践して培ったノウハウをもとに、お客さまの厨房のDX化をリードします。  クックチル・ニュークックチルのご提案による調理・盛り付け業務の効率化、デジタル化による事務負担軽減などを通じて厨房業務の省力化・安定化を支援します。さらには、患者さまや利用者さまの健康状態に合わせた個別性の高い食事提供における負担をもデジタルで解決します。  また、現状に満足することはありません。お客さまのご要望などのデータを集約・分析し、スピーディーに対応することでサービスを向上し続けます。  これらを実現するためにも、社内の生産体制の再整備が不可欠です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本内容は意思決定機関である幹部会議の決定に基づき公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【体制と組織】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 記載内容抜粋 | 【全社横断プロジェクトの立ち上げ】  2022年にDX推進部門を立ち上げ、主にセントラルキッチンをはじめとしたDX推進に取り組んでいます。  【デジタル人材の確保】  2023年よりエンジニアに特化した採用チームを発足し、人材確保に努めています。  【デジタル人材の育成】  ITパスポート取得を通じたタレントマネジメントを行うことで、新たなDXに関するプロジェクトを発足させるなどの取り組みを行っていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【環境整備】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 記載内容抜粋 | 【基幹システムの整備】  弊社は製販管を担う基幹システム（ナリコマクラウド）を自社開発しており、食の地域性や顧客ニーズに起因する多様性に対応するため、セントラルキッチン方式では難しいとされる多品種生産を実現しています。  【人材獲得の多様化】  事業の拡大やDX化を推進するために、留学生や外国人エンジニアの受け入れ態勢を強化し、インクルーシブな職場環境を作ります。また、人材獲得の多様化に向けて人事制度を整備していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ナリコマグループホームページ「DXへの取り組み」 | | 公表日 | 2024年　7月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【成果指標】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 記載内容抜粋 | 【お客さまの厨房に対するDX化の促進】  多様化するニーズにお応えするため、2028年を目標に食事選択のバリエーションを増大し、かつ、すべての献立に於いて介護食の提供ができる仕組みを構築していきます。  【生産体制】  生産体制においては、拠点追加と生産性向上によって現在の約37万食から2028年度には約60万食までキャパシティを拡大します。  【ビジネスデジタル人材の創出】  社内の人材育成や外部からの人材獲得を通じて、ビジネスデジタル人材（ITエンジニア＋業務知識を活用しながら全社横断的にデジタル化を推進する人材）の比率を2028年までに全社員の50%以上に増やします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　31日 | | 発信方法 | 自社ホームページ「DXへの取り組み」内  【トップメッセージ】  https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ | | 発信内容 | 【株式会社ナリコマホールディングス　代表取締役社長　竹内　美夫】  今日までのシステムの構築・整備も含め、すべてが「ナリコマのお食事」です。時代の潮流を見据え、事業を改革し続けることで、お客さまと共にナリコマのDX推進は続いていきます。  【株式会社ナリコマホールフード　代表取締役社長　竹内　克成】  DXが事業価値の代替になるのではなく、DXにより自らの価値を上げていけるような企業でありたい。「売って終わりはナリコマではありません」をDXでも実現していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃　～　2024年　5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断フォーマットver2.4にて自己診  断を行い、2024年5月9日にDX推進ポータルより提出済み。受付番号 202405AH00000683 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　5月頃　～　2024年　6月頃 | | 実施内容 | Security Actionの二つ星宣言を実施し、その旨を自社ホームページに公表している。サイバー攻撃も想定した堅牢なデータセンター設備やバックアップ、SOC（監視体制）によって、弊社の事業を安全かつ継続的に行います。https://www.narikoma-group.co.jp/pickup/catering-dx/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。